

令和3年社会生活基本調査の概要

調査のねらい

社会生活基本調査は、わたしたち国民が、限られた1日の時間をどのように使っているか、また、過去1年間にスポーツ、趣味、娯楽、ボランティア活動など、どのような活動を行ったかを調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることを目的としています。

調査結果は、仕事と生活の調査（ワーク・ライフ・バランス）の推進、男女共同参画社会の形成、少子高齢化対策など、国民の豊かな社会生活に関する各種行政施策に欠かすことのできない重要な資料となります。

また、この調査は、昭和51年の第1回調査以来5年ごとに実施され、今回の調査は10回目に当たります。

調査の法的根拠

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計の作成を目的とする統計調査（基幹統計調査）として、「社会生活基本調査規則」（昭和56年総理府令第38号）に基づいて実施します。

調査の地域と対象

（1）調査の地域

平成27年国勢調査調査区のうち、総務大臣の指定する約7,600調査区において調査を行います。（三重県内では142調査区）

（2）調査の対象

指定された調査区の中から、一定の統計上の抽出方法により無作為に選定した約9万1千世帯に居住する、10歳以上の世帯員約19万人を対象とします。（三重県内では1,704世帯）

調査の時期

調査は、令和3年10月20日現在で行います。

ただし、生活時間については、10月16日から10月24日までの9日間のうち、調査区ごとに指定した連続する2日間について調査します。

調査の流れ

9月上旬 調査員が調査区内の全世帯に訪問し、『調査のお知らせ』を配布。
調査員が『世帯一覧』を作成。

10月上旬 『世帯一覧』の中から調査をお願いする世帯（調査世帯）を無作為に抽出。
抽出された世帯に『事前依頼はがき』を送付。

10月中旬 調査員が調査世帯を訪問し、調査票を配布。

各調査世帯で調査票を記入（10月20日現在で記入）※

10月下旬 調査員が調査世帯を再度訪問し、調査票を回収。

※インターネット（パソコン、スマートフォン・タブレット等）による回答も可能です。

主な調査事項

この調査では、調査票Aと調査票Bの2種類の調査票を使用します。どちらの調査票が配布されるかについては、調査区ごとにあらかじめ決められています。

調査票Aは、過去1年間のさまざまな活動状況や指定された2日間の生活時間（時間の過ごし方）を調査します。

調査票Bでは、指定された2日間の生活時間（時間の過ごし方）を、できるだけ詳しく、具体的に記入する方法により調査します。

調査結果の公表について

【公表の時期】

調査の結果は、集計の完了したものを順次、インターネットを利用する方法等により公表します。

【公表の方法】

インターネットへの掲載などにより公表されます。また、紙媒体の報告書は、都道府県立図書館などで閲覧することができます。

回答の義務について

統計法では、基幹統計調査を受ける人には報告の義務を、また調査を実施する関係者には調査によって知ったことを他に漏らしてはならない義務を規定しています。さらに、これらに反したときには罰則が定められています。

なお、調査への回答内容を統計作成の目的以外に使用することは絶対にありません。

調査の趣旨をご理解の上、調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

個人情報保護について

- ・調査により集められた調査票の記入内容は、統計法によって厳重に保護されます。
- ・インターネット上のデータの送受信は、盗み見等を防ぎ、安全な通信を行うために、SSL/TLSによる暗号化通信を行っています。
- ・調査に従事する者（調査員、地方公共団体の職員など）には、統計法により厳格な守秘義務が課せられており、守秘義務違反があった場合の罰則も定められています。

調査の内容や調査票の記入方法などについての問い合わせ先

社会生活基本調査コールセンター

- 【電話番号】 0570-03-1397（ナビダイヤル）
※IP電話・PHSの場合：03-6628-5180
- 【設置期間】 令和3年9月1日（水）～ 令和3年11月2日（火）
- 【受付時間】 午前8時～午後9時（土・日・祝日もご利用いただけます）

関連リンク

- ・総務省統計局HP 令和3年社会生活基本調査のページへ（外部サイト）
<http://www.stat.go.jp/data/shakai/2021/index.htm>